

国・都道府県等の動向について

国においては、受動喫煙防止対策の強化に向けて「健康増進法の一部を改正する法律」が7月に成立し、2020年4月の全面施行に向け、その前段階として、1月に国や地方公共団体の責務等についての規定が一部施行された。今後は7月に学校や病院などの特定施設に対する敷地内禁煙が一部施行されることとなる。

また、その動向を踏まえたいくつかの地方公共団体の動向は以下のとおりである。

【国の動向】

- ・ H30. 1 厚生労働省は、2020年の東京五輪に向けた受動喫煙防止対策強化のため、改めて「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方を公表。
- ・ H30. 3 政府は受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案を閣議決定し、国会に提出した。概要（参考資料3）
- ・ H30. 7 改正健康増進法が成立
- ・ H31. 1 政令公布（一部施行①：国・地方公共団体の責務、一部施行期日）
- ・ H31. 2 政省令等の公布（施行に伴う内容）

【都道府県の動向】

- 東京都
 - ・ H30. 4 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」施行
 - ・ 子どものいる家庭内や車内などの喫煙を禁止
 - ・ H30. 6 「東京都受動喫煙防止条例」成立。
 - ・ 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等は、敷地内禁煙。（喫煙場所設置不可、努力義務）
 - ・ 従業員を雇用する飲食店等については、原則屋内禁煙（喫煙専用室可）ただし、従業員がいない飲食店等においては、屋内全部又は一部の場所で喫煙可能。店頭表示ステッカーの表示義務化。
 - ・ 加熱式たばこは、指定たばこ専用喫煙室（飲食等可能）及び専用喫煙室で喫煙可能。当分の間罰則等適用除外。
 - ・ H31. 1 「東京都受動喫煙防止条例」一部施行（都・都民・保護者の責務）
- 千葉市
 - ・ H30. 9 「千葉市受動喫煙防止条例」成立。
 - ・ 東京都と同様、行政機関の庁舎は敷地内禁煙（努力義務）。
 - ・ 既存の小規模飲食店で、従業員がいる場合は、喫煙専用室等で喫煙可。（罰則あり）
 - ・ バーやナイトクラブなど風俗営業法に該当する施設は、経過措置として当面の間は努力義務。
- 大阪府
 - ・ H30. 12 生活空間や公共的な空間で子どもに受動喫煙をさせないよう努めることを社会全体の責務とした「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」を可決。
 - ・ H31. 2 飲食店の客席面積 30 m²以下を規制する「大阪府受動喫煙防止条例」案を2月議会に提出。3月成立。
- 大阪市
 - ・ H30. 4 市長が、飲食店の規制について、客席 100 m²以下の店舗を除き原則禁煙とする国の法案より厳しい「30 m²以下（スナックやバーは除く）」とする条例案を検討することを表明。2025年までに条例制定目指す。
- 兵庫県
 - ・ H31. 3 「受動喫煙の防止等に関する条例」の見直し改正。20歳未満の者、妊婦の喫煙禁止区域への立入禁止。指定たばこ専用喫煙室の設置禁止。

【九都県市の動向】

- ・ H30. 11. 7 ・ 九都県市首脳会議において、受動喫煙防止対策の推進について九都県市で検討を行い、飲食店等の利用者の利便性向上に向け連携して、禁煙表示や多言語表示などについて検討していくこととした。
- ・ 禁煙表示や多言語表示の対応について、会議での議論を行い、国へ要請することとなり、九都県市を代表して 11/21 に国へ要請を行った。

【要請等】（参考資料 5）

- ・ H31. 1. 31 川崎市と川崎市医師会の連名で要請書の提出あり
 - ・ 東京都や千葉市並みの実行性の高い基準の条例に改正すること。
 - ・ 広域的な統一のある条例に改正すること。
- ・ H31. 3. 14 UA ゼンセンより要請書の提出あり
 - ・ 県民全体の健康確保・増進と労働者保護のため、飲食店による受動喫煙対策は、従業員を 1 人でも雇っている飲食店は原則全面禁煙とする。
 - ・ 実行性のある受動喫煙対策の推進のため条例・規則等を改正し、予算等を確保する。